

福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 趣 旨

人事院規則による国家公務員の育児休業等に係る制度改正に準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和および育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るため、所要の改正を行う。

2 概 要

- ・非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ・育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の任命権者への義務付け

<主な内容>

○非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和

育児休業および部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止（第2条および第23条）

○育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

任命権者は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、以下の措置を講じなければならない。

- ・妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認（第27条）
- ・勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）（第28条）

3 施行日

令和4年4月1日